

AIHCE'99 トロント会議の話題と印象

(社)産業安全技術協会 松村 芳美

1. はじめに

今年の AIHCE (American Industrial Hygiene Conference and Exposition, 米国産業衛生会議と展示会) は 6 月 5 日から 11 日までの 1 週間、カナダのトロントで Going Global (世界に羽ばたこう) というスローガンを掲げて開催された。私は AIHCE'99 の前にトロント大学で開催された国際労働衛生工学会 IOHA の理事会と今年で 3 回目の AIHCE のラウンドテーブルセッションに参加する機会を得たので、話題のいくつかと個人的な印象を綴ることにした。大きい学会であるから私が聞いた講演は全体の一部に過ぎず、マンモス学会全体の話題はもっと豊富であったことは当然である。

2. 今年の会議の特徴

会場はオンタリオ湖畔にあるメトロトロント・コンベンションセンターである。アメリカとカナダの間柄を考えれば、米国の会議がトロントで開催されるのもたまにのことかと予測していたが、会議の進行を見るにつれて、実は周到に計画されていたことが分かった。過去 2 回の参加で、この学会が経済界の動きに敏感に反応して新しい局面を見せてくれることを知っていたが、今年の学会も大きな曲がり角を提起していた。

今年の会議の大きい特徴は、プログラムの中で産業衛生と安全のみならず環境管理の専門的立場も取り込んでいたこと、もう一つは世界戦略の展開の機会として企画されたことである。アメリカのハイジニストは安全分野を取り込み、さらに環

境管理へも活躍の領域を拡大している。AIHA は学会の名称をも AIHEA (米国産業衛生と環境協会) に変更することを考えている。地域的にもアメリカ合衆国のみならず、North America Free Trade Agreement (NAFTA, 北米自由貿易協定) の経済活動の共通の基盤として産業安全衛生を考えようとしており、さらにブラジルなどを取り込んで南北アメリカ大陸のリーダーとして行動し、グローバルな影響力を高めようとしているようである。明らかに EU15 カ国の統一市場形成において産業安全衛生が共通の基盤として運用されていることと同じ発想であるように見えた。今年の会議では南北アメリカ大陸の国々、アジア諸国を招き入れてプログラムを編成しており、特に基調講演ではアメリカ色が霞んで見えるくらいカナダ、メキシコ、ブラジル、EU、ILO、WHO の代表等を加えていたことが強く印象に残った。



写真1 トロント大学の構内



写真2 IOHAの理事会のメンバー

3. 会議の概要

会議の形式やイベントなどは例年と同じである。会期のうち最初の2日間は Certified Industrial Hygienist (CIH, 認定された産業衛生専門家) の資格の取得または継続のための有料で点数制の教育コース, Professional Development Courses (PDCs) で、そのプログラムには基礎技術である各種測定、曝露の推定、工学対策、エルゴノミクス、個人保護具、等の他に、情報の伝達法、コンピュータの利用法、防災計画の立案、労働衛生と環境の管理、廃棄物処理など100余の多彩なテーマが含まれていた。PDCs と並行して登録制のシンポジウム（国際産業安全衛生マネジメントシステムに関するシンポジウム）が組まれていた。残念ながら私はこのシンポジウムに参加できなかったが、プログラムから読みとる範囲では、このシンポジウムの趣旨は産業の国際化に伴って産業安全衛生の専門家は国際的な視野で職場の健康と安全 (OHS) のマネジメントシステムの有効性を評価できなければならないとして、最近の OHS マネジメントの手法とその評価に関する知識を提供することであった。現在、工業先進国では種々の OHS マネジメントシステムが構築されているので、特定のシステムに限定せず、フレキシブルに対応できる必要があるという考え方と受け取れた。プログラムの内容は国際的な OHS マネジメントの歴史と法律、BS8800の活用、ISO14000に関する

マネジメント、OHS マネジメントの評価の尺度、評価の尺度の統計的な正当性、米国 OSHA が推進する VPP の実状、マネジメントシステム構築の具体例、安全マネジメント、リスクマネジメント、環境健康安全 (EHS) マネジメントへのコンピュータの利用、費用対効果の解析、等であった。

続く5日間はいわゆる学会で、開会式、基調講演、ラウンドテーブルセッション、事例セッション、ポスターセッションでの発表と討論が行われた。開会式とそれに続く基調講演は7日～9日の朝8:00AM から9:30まで大会議場で行われた。その後は多数の会場に分かれて発表と討論会である。ラウンドテーブルセッションは予め企画されたテーマについて指名された講演者4～6名程度によって行われる発表と討論である。テクニカルセッション、事例セッション及びポスターセッションは会員の自主的な参加による発表である。これらの討論の課題としてエルゴノミクス、リスクアセスメント、個人保護具などは定番であるが、今年目に付いたのは国際的な視野からの労働衛生管理に関する分野で、カナダの労働衛生の実状、国際的な曝露限界値の設定、世界的ビジネスとして通用する労働衛生と安全、アジアの労働衛生の実状、小企業の安全衛生などの討議が行われた。その他として室内汚染、汚染制御、工学対策、地域の環境、大気汚染も討議の対象となっており、特殊な職種に関する安全衛生として建設業、健康管理業、試験室、電離放射線業務などが取り上げられた。展示会は7日～9日の3日間、約400の企業、団体などの参加により盛大に行われた。

4. 主題：基調講演から

今年の基調講演は21世紀が“境界なき発展”と“健康を評価する社会”であると展望することから始まった。初日の講演者であったイギリスのエコノミスト、Roger Bootle によれば、将来は知的な資産が重要性を増し、物質的な資産は価値が減少するという。しかも知的な資産は多くの人が共有することができる。如何に知的な資産を有効に

伝達し、運用するかということが今後の重要な課題であるという。インターネットなどの電子メディアがその重要な媒体となる訳である。Bootleはこのような発展をもたらす要因として繁栄の異常な潜在力、卓越した労働力の有効利用、及び国際市場における競争状態の改善を挙げている。このような状況では雇用の種類も変化すること、そして国際競争の激化によって国別の発展の差は大きくなるだろう、日本とフランスは経済的な苦境に陥るだろうと予告していた。

第2日は北米大陸の3国、アメリカ、カナダ、メキシコの代表によるパネルディスカッションであった。趣旨は北米経済圏の自由市場を推進する中で、お互いの労働安全衛生の状態を提示して協調することを確認する趣旨であった。カナダ政府の労働省安全衛生部長のBlanchardは今年の秋に予定されるカナダ政府の法令改正と、カナダは国際的な安全衛生関係のStandardsを支持すること、これによって企業の安全衛生推進の費用が低減し、労働者にとっては一層、危険が排除されると予測した。国際的なStandardsの導入は開発途上国の企業にとっても競争原理により安全衛生を推進する原動力になるという。また北米3国の歴史的背景や現状の相違を克服して協調することは、将来に互いに利することになるだろうと語った。メキシコの労働省安全衛生部長のLegaspi Velascoはメキシコにおける労働災害発生率は1995年には100人当たり4.1人であったが1998年には2.8人に減少したこと、それでも先進工業国に比べると相当高い発生率であること、その原因は産業衛生のトレーニングや実施が欠如しているばかりでなく、労働者を取り巻く組織が流動化していることと商品やサービスが絶えず変化することを指摘していた。メキシコで労働の場に予防的な考え方を導入するための新しい雇用・訓練・労働の権利のために計画している政策について説明し、これはメキシコの水準を現代化するために有効な政策であるとし、将来は国際的なStandardsに適合するとの目標を示した。米国OSHAの副長官であるJeffressは、21世紀においてエルゴノミク

スが米国の労働者にとって最も重要な課題の1つであり、現在でも年間150～200億ドルの労災補償を必要としているとした。また国際的な視野に立った曝露限界値決定のルールが必要であると訴えた。現在のような物質毎の曝露限界値の公表ではなく、物質の表示制度と情報伝達システムの中で、第3者による監視制度のもとに自主的に進める労働衛生を支持すると表明した。1997年のAIHCE'97では企業のハイジニストが現場で取り扱われる有害因子に対する曝露限界濃度を自主的に決定するべきであるというVoluntary criteriaの考えが強く打ち出されていた。米国ではOSHAの曝露限界値もACGIHのTLVs勧告値も対象物質の数は600種類程度であって、我が国の労働省の管理濃度や日本産業衛生学会の勧告値の対象物質数より多いが、それでも現場で取り扱う全ての物質について曝露限界濃度を示すことができないので、未規制物質をも含めて自主的に管理する必要があるという論理であった。今年は物質の表示制度と自主管理に対する外部監視制度が加わって、具体的な手法が模索されているという印象を受けた。

5. 仮想の国パゴダの化学工業は安全か？

3日目の基調講演は一風変わった趣向による対話形式で進行した。Arthur Millerはハーバード大学の法律の教授で、アメリカのテレビではおなじみの顔らしい。そのMillerが司会者となって種々の分野、国際機関または外国からのパネリストによる対話を演壇上で進行した。討論の課題は次のような架空のシナリオに対して、どう対処すべきか、というのである。すなわち「大規模な国際企業ACMEがパゴダというアジアの一角にある仮想の小国でX3なる物質を製造する計画である。パゴダは失業率が20%で、文盲率が高く、幼児死亡率も高い国であり、低賃金で時間当たり賃金はU.S.\$1.21である。このX3は添加物で、これによって化石燃料を燃やす火力発電所から排出される硫黄化合物を大幅に減少させることができるが、その製造途中に環境ホルモンを生産する」。

このシナリオについて、産業衛生専門家は予防措置として何を考え、なすべきか、という対話である。結論が決まっている訳ではない。パネリストにはオタワの製造業同盟の副会長、ILOの労働安全衛生部のObadia、WHOのGoelzer、フィナンシャルポスト紙の編集者、アジア太平洋研究センターの研究者、アメリカIHの代表のMansdorfが並び、この計画の社会的な必要性和妥当性または反社会性、労働者にとって必要な条件、IHとして持つべき視点、などが討論された。しかし仮想とは言ってもアジアの小国に対してあまりに低い社会的状況を設定したシナリオに対して、私の印象はアメリカにとって如何にアジアが遠い異国であり、如何に単純にしか理解されていないか、というものであった。AIHAまたはACGIHとしては、アメリカの産業衛生専門家をアジアの企業にも派遣するという意志表示であったのかもしれない。

6. VPP その後

1982年にOSHAが公表した政策で、事業場における労働安全衛生の自主管理をOSHAが推進するVoluntary Protection Programs (VPP)は、事業場毎の自主的な管理体制の形成、安全衛生推進のプログラムの形成とその実行をOSHAが監査する制度で、その成果によってOSHAは事業場に3色の星印の標証を授与することによって評価を示す制度である。このOSHAの計画に参加している企業はVPP Participants' Association (VPPPA)に加入することにより、企業間の工夫や成果の経験を交換する機会に恵まれることになる。VPPの活動はOHSの自主管理のモデルとして今年の大会でもOHSマネジメントシンポジウムやラウンドテーブルセッションの課題となっていた。ラウンドテーブルセッションで以下のような情報や意見を聞いた。

VPPに参加が認められた事業場の数は、1983年には11、1992年には100となり、現在は約500である。事業場の規模で分類すると、雇用者数が1～199人の事業場が40%、200～499人が27%、500

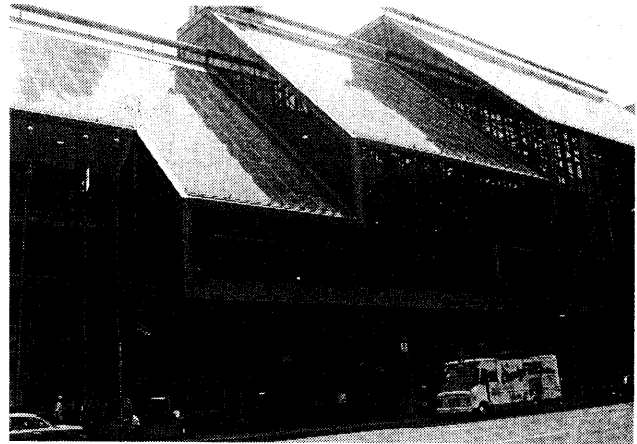


写真3 AIHCE'99の会場となったメトロトロント・コンベンションセンター

～999人が19%、1000人以上が14%である。事業場の産業衛生担当者はVPPの立案に当たって、リスクアセスメントの対象因子、リスクファクターやリスク発生頻度の推定、などの基礎から自主的に決定する。VPPに参加している事業場のみを会員とするVPPPAは、会員を対象とする経験と情報交換の集会を計画しているが、この集会にはVPPPA会員以外は参加できない。

VPPの優等生であるモトローラの事例が紹介されたが、それによればモトローラは7つの工場でVPPを実施しており、その結果、労働安全衛生の費用が低減し、災害発生率も減少した。外部との関係においても優位性を保っており、OSHAなど外部組織からの評価によって自信もつてきた。モトローラはアメリカ国内の全ての自社工場でVPPを実施する予定である、とのことであった。これに対してフィリップスからのOSHAへの質問は、VPPはOSHAによる検定なのか、ISO9000やBSI8800と類似なのか、VPPPAは排他的なのか、フィリップスは既に以前から自主的な管理を行っているが、それではいけないのか、というものであった。私は数年前からVPPに注目してきたが、スタートから17年を経過して500事業場という数は少ないという印象、産業全体の中でのVPPの影響力がどの程度なのかという疑問、OSHAが監査・認定する自主管理システムでは民間ベースとは言えない中途半端な印象などなどが残った。

7. アジアの労働衛生の実施状況

私が参加したラウンドテーブルセッションは、“アジアにおける産業保健の実践”というタイトルで、日本、中国、韓国、台湾、フィリピンからの代表が呼ばれた。このセッションは AIHA の中のアジア太平洋地域の Local Section が企画したもので、企画者は Section chief の Daily、司会者は Yin、モニターは企画と同じ Daily の担当で進行した。私は最初のスピーカーであったが、漠然と大きい課題の輪郭を20分で具体的に説明する方法に苦労した。しかし我が労働省が進めている産業衛生の施策は多面的で話題が多い。企業内の管理システムや義務としての健康管理と作業環境管理が規定されており、化学物質管理のための登録制度に新しく表示制度が法的根拠を与えられて新しい局面を迎えている。さらに経営者の自主的な責任として快適職場や安全衛生評価の推進が要請されていることを、バイオアッセイ研究センターや快適職場の事例の写真を織り交ぜて発表した。これを如何に国際的な評価に繋がるように提示するかである。快適職場の事例としてエルゴノミクスの補助具、休憩施設、シャワールームなどと共に、労働者がマッサージサービスを受けている写真を見せた時には会場からため息が聞こえた。こんなサービスをしている国は他にないだろうネ、と後で言ってくれた人がいて愉快であった。質問は結構辛辣で、OSHA の労働衛生担当官から、快適職場は雇用主の自主的な責任とされているが、雇用主にとってのメリットは何か、というものがあつた。快適職場の認定は、基礎的な労働衛生の基準を全て満たした上で、さらに快適化のための計画が実施されていると認められることであるから雇用主にとって名誉であり、企業の宣伝になると説明して了解を得た。日本の労働者は企業に忠実であると聞いているが、今もそうかと聞かれたが、日本においても雇用の形態が多様化しており、徐々に個人主義的な要素を含んできたと説明した。アメリカでは、未だ日本は相当に特殊な国と写っているのだろうか、という考えがよぎった。また、

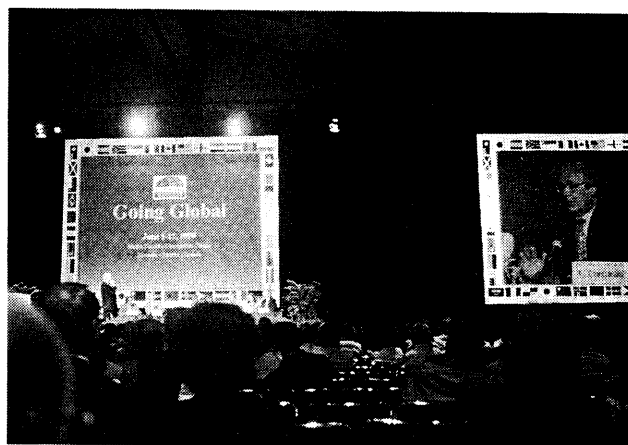


写真4 基調講演の演者を映し出す大型液晶ディスプレイ

日本の規格は米国方式か EU 方式かと詰め寄られた場面もあつた。日本の規格は欧米の規格を参照するが、最終的には独自の判断で決めると言ったが、最近の JIS の見直しにおける ISO への追随政策を考えると実際には総ての場合に独自判断と言えない面がある。

中国では社会主義から市場主義に移行しており、これに合わせて産業安全衛生のための法律が成立し、労働者が安全衛生を要求する根拠ができたということを聞いた。台湾の代表は、台湾が国の政策として労働安全衛生に関する基準をアメリカに整合化させたこと、従来は日本の規格に倣ってきた分野でも、規格を改正したと発表した。これは私が現在、仕事として関与している個人保護具の分野で実際に伝え聞いていることと一致しており、既に日本の文化圏の外に去ったことを再確認した。韓国からは、韓国の労働衛生の最近の行政的な組織、研究開発部門の動きなどを聞いた後に、韓国の企業が1960年頃に日本から贈与されたレーヨンプラントが多くの二硫化炭素中毒を発生してきたこと、そのプラントを韓国の事業主が中国に売却したことを聞いた。このレーヨンプラントは私も外見だけは見たことがあるし、中毒の話も日本の関係者間ではよく知られた話であるが、40年を経過して同じプラントが売却できる状態であつたのだろうか、その間に相当の補修が行われたであろうことなどを想像すると複雑な思いであつた。この

